

# 会 員 規 約



一般社団法人 日本ホテル・レストランサービス技能協会

# 会 員 規 約

## 第1章 総 則

(規約の目的)

第1条 この規約は、一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会（以下「協会」という）会員が守るべき事項その他心得等を定めたものである。

(会員の目的)

第2条 会員は、ホテル・レストランにおける料飲サービス技能者に必要な知識、技術、マインドの向上を図り、人材の育成とその支援を通じ、日本の食を通じたもてなし文化の振興、および観光立国の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行い、会員はこれらの事業目的を理解するとともに、事業の推進に協力しなければならない。

- (1) レストランサービス技能検定に関する業務
- (2) 料飲サービスに関する知識、技術の普及および啓蒙に関する事業
- (3) ホテル・レストランにおけるサービス技能の向上のための研修会及び講習会
- (4) テーブルマナー食卓作法、その他必要な講師認定に関する事業
- (5) 出版物、教材及びツール類の制作、広報誌の発行に関する事業
- (6) 関係行政機関との連絡調整に関すること
- (7) 国内外の関係団体との交流及び共催事業
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種 別)

第4条 この協会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正 会 員 … この協会の目的に賛同して入会した個人会員又は法人会員
- (2) 賛助会員 … この協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 … この協会の事業に貢献した者又は学識経験者で理事会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第5条 正会員及び賛助会員として入会しようとする個人又は法人は、所定の申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員心得)

第6条 会員は、この規約に定めることのほか、協会が定める各種規定、規則を守り、会員相互の親睦を図るとともに、事業目的の達成に協力しなければならない。

(会 費)

第7条 正会員及び賛助会員は、次に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員 … 10,000 円
- (2) 法人会員 … 50,000 円
- (3) 賛助会員 … 25,000 円

(会費の改訂)

第8条 会費の改訂は総会の決議を得なければならない。

(届出)

第9条 会員は次の事項に変更のあった場合は、直ちに会長に届け出なければならない。

- (1) 法人にあつては名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地
- (2) 個人にあつては氏名、住所、勤務先、および連絡先

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始の審判、保佐開始の審判又は補助開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は法人会員にあつてはその法人が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 住所、勤務先等の変更の届出がされず、郵便物等での連絡が1年以上取れなくなったとき。
- (6) 定款第9条により除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は退会しようとするときには、書面でその旨を会長に届けなければならない。

(除名)

第12条 会員が定款その他の規則に違反し、又はこの法人の名誉をき損する行為をしたときは、総会の議決に基づき、除名されることがある。ただし、その場合、当該会員は議決の前に弁明の機会を与えられる。

(会費等の不返還)

第13条 退会し、又は除名された会員の既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(附則)

- 1 この規約は、平成26年4月1日から改訂・施行する。
- 2 この規約は、平成26年5月30日から改訂・施行する。

(補足)

○個人会員の皆様へお願い

会員の皆様への送付物(会報紙「HRS ニュース」や総会案内状など)が、送付先の変更・転居などで協会へ返送されてくる事例が増えております。

特に、「HRS ニュース」はヤマト運輸のDM便にてお送りしています。郵便局に転居届を提出されていても新しい住所地に転送されません。

勤務先やご自宅など、送付先に変更が生じた際には、協会宛にFAXなど書面で、新しい送付先をご連絡くださいますようお願い申し上げます。(変更が無いのに、「HRS ニュース」が届かない場合も、恐れ入りますがご連絡をお願い致します。住所については、マンション名やアパート名、部屋番号まで正確にお知らせ下さい。)

また、年会費のご請求時期より半年以上、納入が確認できない場合は「HRS ニュース」の発送を中止、また、2年以上納入の確認が出来ない場合は会員の資格が喪失されますので、その旨ご了承下さい。

なお、退会される際には、必ず書面にて「退会届」をご送付下さいますようお願い申し上げます。